

[愛知県 長久手市]

○議会基本条例の取組及び検証について

長久手市議会は平成 24 年 6 月に議会基本条例検討特別委員会を設置、平成 27 年 4 月に長久手市議会基本条例を制定した。

その後運用にかかる会議を議会運営委員会で検討し、請願陳情の趣旨説明制度や議員間討議等の規定を制定し、このほか条例の見直しについては任期が終わるまでに検証することとその結果を次の任期の議員に引き継ぐとして議会基本条例検証会議を設置している。

議会基本条例の検証は座長を副議長、各会派からメンバー1 名ずつと会派に属さない議員 1 名からなる議会基本条例検証会議において行われ、検証シートを活用して会派等の意見をとりまとめ結果を共有するなど工夫している。

なお約月に 1 回程度会議が行われ、細かい表現など細部にわたるまで丁寧に議論がなされ条文の内容についての検証がなされている。

また令和 2 年には政務活動費や議員報酬また議会全体の運営に関することを議会運営委員会で検討し、それ以外の運用面での課題を議会改革特別会議を設置し検討することとしている。

こうしたことから議会運営委員会においては議員報酬改正、災害対策行動マニュアルの見直し、政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針の見直しを行い、議会

改革特別委員会においては議員間討議の促進に関する申し合わせ事項や議会中継のライブ配信などが実現されているほか、その後も各任期ごとに検証見直しがなされ続けている。

○議会基本条例の現在の検証方法におけるメリット・デメリットについて

- ・議会基本条例そのものに対する各議員の向き合い方の違い
- ・適切な検証時期や検証サイクルに対する考え方の違い

があげられた。

○視察をして感じたこと

不断の検証と見直しに丁寧に取り組まれていることから長久手市議会基本条例は大変丁寧で作られており、長久手市議会が本条例を大切にしている印象を受けた。

具体的には長久手市議会基本条例、第 14 条の議員研修の充実強化においては一般選挙を経た任期開始後、速やかに本条例に関する研修を実施する事や第 19 条の議員定数や第 20 条の議員報酬においての提案においても十分な客観的な判断を求めるなど丁寧な検証見直しがなされているのが印象的である。